

総合科学研究会報

第8号(2008年9月)

本号について

誰もが自由に参加できる研究会として総合科学研究会が発足して、今年で5年めに入りました。その間、これまでに16回の勉強会を開催して来ましたが、本会報には直近の2回(第15回と第16回)の模様を掲載しました。

第15回(2007年10月3日): 森修一氏(医学部微生物学講座)、ハンセン病と医学
ーハンセン病疫学研究の歴史と隔離政策ー

第16回(2008年7月4日): 福田俊章(医学部人間科学講座)、羊の番犬をする狼ー
ホップズ国家論覚え書きー

なお、第17回の研究会は医学部自然科学講座(物理学)の吉田宏先生に第3回以来で話題提供をお願いして、今年11月前後に開催される予定になっています。第18回では、再び森修一先生が話題提供をして下さいます。

森 修一

目的

日本のハンセン病政策は1907年(明治40年)の法律第11号「癩予防ニ関スル件」による浮浪する患者の収容政策に始まり、その後、大正、昭和の隔離世論の高まりの中、1931年(昭和6年)の全患者収容を目指した「癩予防法」の成立により確立され、戦後に継続された。今日のハンセン病政策研究からは、それは全患者収容、生涯隔離、社会防衛、患者の人権軽視という複数の言葉に形容され得る日本独自の絶対隔離政策だと説明されている。しかし、日本のハンセン病政策は本当に独自のものであったのか、絶対隔離政策の成立の要因、継続の理由はなんであったのかという疑問に明確に答え得る研究は少なく、かつ、曖昧である。本講義は、これらの疑問に対し、ハンセン病政策と医学の関わりに焦点を当て、日本の隔離政策の独自性と世界の政策との共通性の検証、絶対隔離政策の進展の要因などを明らかにしようとするものである。

内容

ハンセン病の歴史は紀元前に始まり、インドを起源とし、中国に広まり、アレキサンダー大王のインド遠征を経て、欧州へ伝搬(ただし、この定説は現在、最新の分子疫学研究により書き換えられようとしている)、その後、中世欧州で流行した。中世欧州では、キリスト教が主体となり、患者の隔離・保護を行った。これは今日、宗教的隔離と呼ばれる。この後、国家政策として隔離が進展、これは社会的隔離と呼ばれる。宗教的隔離、社会的隔離により、患者は家族から引き離され、都市の城壁の外側に設けられたラザレット(一種の隔離施設)などに収容され、そこで生涯を終えねばならなかった。中世欧州におけるハンセン病患者への規範の多くは、今日、伝染防止と考えられる条項が多く、さらに、結婚の禁止、離婚などが特徴的である。その後、13世紀から欧州ではペストが大流行し、未曾有の悲劇となった(この他、大規模なコレラの流行もあった)。この流行に対し、欧州各国では公衆衛生対策を強化、検疫、交通遮断、上下水道の整備などにより、ペスト、コレラを克服していった。この様相の中でも、ハンセン病患者の隔離は続き、17世紀のペストの終焉と共にハンセン病も欧州から(北欧を除く)姿を消した。

日本のハンセン病の記録は飛鳥時代に始まり、奈良、平安時代には仏教者により救済が行われ、やがてそれは朝廷による政策として進行した。平安時代以降、朝廷の勢力の低下、仏教の業病観の広まりと共に、貧困者、病人への救済事業は衰退、ハンセン病患者は路頭に迷うようになった。室町時代末、16世紀からはキリスト教の伝来と共に、外国人宣教師により患者の救護活動が行われるようになった。しかし、これらの救済事業は切支丹禁制(1585年)後、急速に衰退、その後、明治までハンセン病患者に救いの手を差し伸べるものはほとんど無く、国家としての救済事業も行われなかった。

明治時代、それまでの長い鎖国が終わり、外国人の流入と共に再びキリスト教者によるハンセン病患者救済事業が行われるようになったが、その救済能力は患者数に比して、はるかに少なく、国家による救済は行われず、ハンセン病に係わる医師も非常に少なかった。また、封建制の崩壊による移動の自由と共に、患者の多くは神社、仏閣、温泉などに集まり始め、彼等は必然的に救済の対象となっていた。

この当時の患者の状況を『癩患者の告白』から分析し、要約すれば以下の様である。

発病し、病院で治療を行い、宗教にすがり、民間療法も試みるが効果がなく、治療費の捻出に財産を使い果たし、世間の差別にさらされ、家族にさえも迫害され、ある日、浮浪の旅に出る。やがて、故郷からの仕送りが途絶え、貧窮に苦しみ、人々からの施しで日々を生きるが病状は次第に悪化、自殺する者も非常に多い。彼等に世間一般は非常に冷たく残酷、最後に療養所にたどり着き、つかの間の安息を得る(当時、浮浪する患者の強制収容も行われたが、その症状の悪化と生活苦故に療養所への入所を希望する患者も多かった)。しかし、療養所も安息の地ではなかった(療養所内での患者の扱いに対する不満、善良な患者と不良な患者の混在、自由が無い、など)。

他の多くの資料にも、当時の患者の苦悩が語られているが、一様に彼らのおかれた境遇は厳しいものであった。この様相が、政府に、そして医学者、国民に患者の救済を促し、感染症として認識後は隔離を選択させたと考える事ができる。

近代医学とハンセン病の関わりは、1850年代、ノルウェーにおける遺伝病対策としての患者の隔離に始まり(当時、ハンセン病は遺伝病と考えられていた)、1862年には、ロンドンで「らい*の原因究明委員会」(*らい:ハンセン病の古称、当時、ハンセン病はらい、ライ、癩、癩病などと呼ばれていた)が開催された。本委員会ではハンセン病は伝染するという証拠は無いと結論されたが、ハンセン病流行地であるインドの委員の多くは遺伝と共に伝染を肯定した。1873年(明治7年)には、ノルウェーのハンセンがらい菌を発見、この後、遺伝説対感染説の論争が生じた。ハンセンは、それまで国内で遺伝病対策として行われていた隔離を公衆衛生政策として継続・強化し、ノルウェーのハンセン病は減少していった。

1890年代、メーメル(当時ドイツ領)にハンセン病の小流行がおきた。この流行に対し近代医学の中枢であったドイツ医学界は俊敏に対応、1897年(明治30年)、科学者主催の「第1回国際らい会議」が開かれ、ウイルヒョウ、ハンセン、ナイセルなどが活躍した。本会議で遺伝説は否定され、ハンセン病は伝染病であり、隔離が必要、生活条件と人体内への進入路は不明、おそらく人に対する侵入門戸は口腔および鼻腔粘膜であり、人類が唯一の菌のリザーバであることは確実であると決議された。

この会議には、日本からは当時、ドイツに留学中であった土肥慶蔵(帰国後、東京帝国大学皮膚病梅毒学講座教授)が出席、彼はその後、日本において隔離を提唱、同じくドイツ留学組である山根正次、北里柴三郎も隔離を強力に支持、光田健輔は養育園(東京市)に回春病室を設置、ハ

ンセン病患者の隔離、治療を行った。この時期、ドイツではらい院（一種の隔離施設）への患者の隔離が行われ、アメリカ政府はフィリピンにキュリオン療養所を建設し、大規模な隔離を実行、同じくハワイのカラウパパ療養所においても厳格な隔離を行い、世界各国でも隔離が進展していった。日本では、1907年（明治40年）、法律第11号「癩予防ニ関スル件」が成立、浮浪する患者の隔離が始まったが、本法は欧米のような本格的な予防法ではなく、その後、本法の改正・強化を目指した動きが進んでいった。

1909年（明治42年）、ノルウェーのベルゲンで「第2回国際らい会議」が開かれ、日本からは北里柴三郎が出席した。本会議は第1回の会議の決議を確認すると共に、ハンセン病の原因、伝搬様式などの理論を注意深く確認する事、治療薬の開発を行うべき、ハンセン病は幼児感染である、などが決議された。1916年（大正5年）、内務省は「癩予防ニ関スル件」を欧米のハンセン病予防法と同等の法律にすべく、内務省衛生局保健衛生調査会第4部会を検討組織として発足、山根正次、光田健輔、土肥門下生、北里門下生を中心に新しい予防法の策定が進行していった。

この時期、日本では、それまでの遺伝説、天刑説の克服、ハンセン病の医学的克服を目指し、感染説の啓発が進んだが、遺伝説、天刑説は払拭されることなく、感染という恐怖が重層され、ハンセン病患者およびその家族、親族への偏見・差別はさらに高まり、自殺する者、ハンセン病患者部落に逃げ込む者、その治癒を民間医療、宗教に求め財産を使い果たす者、四国を遍路するもの、家族の離散などが相次ぎ、その社会悲劇は日々、深刻化していった。このような社会情勢を受けて、大正期には帝国議会では、自由療養地議論が始まり、患者自らが運営する自由村での隔離の提案も行われたが、それはやがて、国立療養所設置を促進する要因となった。

1920年（大正9年）、保健衛生調査会第4部会は、内務省に対し「資力の乏しい患者のみならず、伝染の恐れを有する患者を施設に収容・隔離する対策を講ずる必要がある」と前提し、「癩予防ニ関スル件」の改正、公立療養所の増床、国立療養所の設置、生殖中絶などの答申を行った。1923年（大正12年）には、フランスのストラズブールで「第3回国際らい会議」が開かれ、日本からは光田健輔が出席した。本会議では第2回会議の決議を支持すると共に、外国人のハンセン病患者の入国禁止、ハンセン病の流行の著しい場所での隔離の必要性（隔離は人道的であること、患者の子供を親から分離することなどが含まれる）、患者の定期検診、特効薬の積極的探求などが決議された。

この頃より世界では、人に感染させる恐れのある患者（開放性患者）、その恐れのない患者（非開放性患者）の定義、隔離の適応の差別化の議論が始まり、非開放性患者の隔離からの開放も模索された。フィリピンでは1922年（大正11年）より、非開放性患者の療養所退所制度を実行、これはパロールシステムと呼ばれる。本システムは、当時、唯一のハンセン病治療薬であった大風子油の製剤である大風子エチルエステルによる治療を行い、らい菌の陰性化した患者を社会復帰させるというものであった。しかし、本システム稼働後、退所患者に再発が続出、それは2年後で約70%と高率で、退所患者のfollow-upは約50%と低率であった。パロールシステムは当初、隔離に代わるものとして国際らい学会や国際連盟保健機関から期待されたが、本システム施行後は、再発率の高さ故に否定されて行くこととなる。

1920年代より、ハンセン病の疫学研究が進展、感染源、感染経路については、兄弟姉妹、両親、親族、配偶者などの順での感染する事、成人は感受性が低い、潜伏期間は数カ年にわたる、などの知見が明らかとなった。また、感染は接触により起こり、らい菌の伝搬は患者と幼児との数に比例して増減する、ハンセン病治療薬(大風子油など)の効果は恒久的ではないという見解も示された。これらの見解は、日本の医学においてもまた同様であった。1930年(昭和5年)には、ハンセン病研究促進を目的としてLeonard Wood Memorialが発足、翌年、International Journal of Leprosyが刊行され、ハンセン病研究の国際的統合が実現し、予防策、治療法の統一が模索されていった。

1931年(昭和6年)の国際連盟保健機関による「らいの公衆衛生の原理」には

- ・ハンセン病の発生予防の最重要線は隔離と治療である。

感染段階における患者の隔離の価値は大なるものであり、これを強制することは行政的にも可能であり、讃うべきである。

- ・ 予防組織

法律・・・伝染に関しての報告、伝染性患者の隔離、治療の便宜、消毒方法、従業禁止

疫学的監理・・・患者数の把握、早期発見、学童検診

教育宣伝、科学研究、隔離、退所患者の監理、新生児の分離、患者の結婚の禁止など

などが決議され、ハンセン病研究・対策の国際化の進展と共に隔離を含んだ予防組織が形成されていった。

このような世界の情勢に加え、戦時体制に向かう時代、日本ではナショナリズムが高揚し、祖国浄化が叫ばれ、患者隔離の世論は日々、高まっていた。この様相の中、1931年(昭和6年)には、全患者の隔離を目指した「癩予防法」が成立、本法の元で国立療養所「長島愛生園」、「栗生楽泉園」が建設され、患者収容能力は大幅に増加、全国のハンセン病患者部落の解散、収容が始まり、さらなる世論の高まりが、国立療養所の増設を促し、多くの療養所が建設され、それはやがて自宅で療養する患者の収容へと拡大されていった。この結果、患者の隔離率は急速に高まると共に、偏見・差別、恐怖を含んだ世間の「厚い壁」が完成、戦時下での予算不足、食糧不足、職員質の低下、国家政策推進により療養所では人権蹂躪、強制労働が行われ、患者の悲劇は加速されていった。この「厚い壁」は戦後にも強く残り、患者の社会復帰を妨げ、隔離維持の大きな要因となった。

1941年(昭和16年)、米国のカービル療養所に於いて、スルホン系薬剤であるプロミンによるハンセン病患者の治療が始まり、1943年(昭和18年)、ファゲットにより、その劇的な薬効が報告された。これは「カービルの奇跡」と呼ばれた。その後、世界各地でプロミンの治験が進んだが、プロミンは経口薬ではなく静脈内投与が必要であった事、らい反応の管理などで、施設内での入院治療が必須であった。この結果、世界では施設治療が進行したが、治療を受ける患者は、その療養所への入院という事実により、回復後もその社会復帰が困難となる例が多かった。

1947年(昭和22年)頃より、プロミンの有効成分であり、経口薬であるダブソンの治験が、アフリ

カ、南米で行われ、結果、ダブソンは少量の投与で高い治療効果を示すこと、副作用が非常に少ないことが報告された。1952年(昭和27年)、WHOの「第1回らい専門委員会」では、ハンセン病対策の基本は、開放性患者を一般人から分離することであるが、それは、一時的な施設入所を意味すると規定、疫学については開放性と非開放性に言及し、開放性の患者の伝染力は強く、しっかり隔離政策を広く行わなければならない、その隔離の程度、隔離の基準、適応する強制力の度合などは国や地方によって異なっていると述べた。この他、ダブソンの経口投与による集団治療がハンセン病コントロールに有効であるとの評価がなされた。

1950年代、プロミンによる施設治療やダブソンによる外来治療により、ハンセン病の治療は大きく進歩したが、隔離から外来治療への転換には、これらの薬剤治療における再発と外来治療患者との接触者(特に児童)への感染の有無の検証が重要な課題となり、疫学研究は接触児童の発病状況、その予防措置が主流となった。接触児童の発病状況に就いての研究の進展から、化学療法以前は30%から40%であった家庭内感染率は、化学療法剤開発後は約5%にまで低下、その高い有効性が証明された。また、予防措置としてBCGの接種、ダブソンやactdapson(生体内でダブソンに変化するプロドラッグ)の予防投与などが試行された。

このような疫学研究の進展とは対照的に、世界のハンセン病患者のおかれた状況は非常に厳しいものであった。1952年(昭和27年)に行われたラウレル・フォローによる世界のハンセン病の視察の結果によれば

- ・幾百万の人間が、法律の規制外で何等の違反行為もなくして社会的破門に苦しんでいる。
- ・かかる人は世界に1000万から1200万人いる
- ・疾病に対する不合理な恐怖心をはらい、呪いより開放しなければならない。
- ・現在の患者収容は、終生の隔離を意味し、昔の獄舎以上の嚴重さである。
- ・施設は墓場である。
- ・らい療養所を閉鎖し、一般医療施設に入所させるべきである。

この見解は、当時の世界の隔離の実態であろうか。

1958年(昭和33年)、東京で「第7回国際らい学会」が開催され、従来の患者隔離政策を廃止、外来治療を実施すべきとの決議が行われた。また、WHOは同年、地域委員会で、国際らい学会の決議を支持、ハンセン病対策を、一般医療に組み入れるintegrationを重視、外来治療制度を強調した。この時期、化学療法の進展、疫学研究の成果、世界のハンセン病患者の実態などを背景に、世界のハンセン病政策は大きく動き始めたのである。

このような背景の中、1960年代からは、それまでハンセン病対策の主軸であった隔離に代わり、化学療法を主体とした外来治療へと世界のハンセン病対策は変化していった。しかし、この時期、WHOの調査によりダブソンによる治療の再発は約30%であることが判明、また、新規の抗ハンセン病薬として登場したリファンピシンにも耐性が生じる事が明らかとなり、化学療法によるハンセン病の治療は大きな転機を迎え、耐性の克服が大きな課題となった。WHOはこの課題を克服すべく、

1972 年(昭和 47 年)、ダブソン耐性菌に対する新たな化学療法の開発を目的として THELP(therapy of leprosy)部会を、併せてワクチンによる予防研究を目的として IMMLEP(immunology of leprosy)部会を設置し、新たなハンセン病対策を模索していった。

1981 年(昭和 56 年)10 月、ジュネーブで THELP の会議が開催され、ダブソンやリファンピシン耐性菌の出現をいかにして防ぐのか、その治療法はどのようにすれば良いかが検討され、結果、ダブソン、リファンピシン、クロファミジンの 3 剤による多剤併用療法(MDT: multidrug therapy)が提唱された。この後、MDT はハンセン病治療の基本となり、世界のハンセン病を激減させていった。MDT はダブソンやリファンピシンなどの単独治療後の再発患者に有効であり、2年間という短期間で治癒可能な事、一般保健・医療機関での治療が可能である事、耐性、再発がほとんど無いなどの特徴を有し、その効果は当初の WHO の予測をはるかに超えるものであった。

1991 年(平成 3 年)、第 44 回世界保健機関総会において「ハンセン病制圧宣言」がなされ、公衆衛生上の問題としてのハンセン病の制圧を西暦 2000 年までに完了することが宣言された。その後、MDT と integration を中心にハンセン病政策は進展し、現在、ハンセン病が公衆衛生上の問題となる国は 5 カ国に激減、1897 年(明治 30 年)の「第 1 回国際らい会議」に始まる近代医学とハンセン病との長い闘いは 100 年以上の月日を経て、今、ここに終わろうとしている。この過程で、ハンセン病医学の進展はハンセン病対策としての隔離を選択させたが、相反して、プロミンに始まる化学療法の時代、隔離からの患者の開放をもたらした。

このような流れの中で、日本は 1996 年(平成 8 年)まで隔離政策を維持、それは米国においてもまた同様であり、それは日本と同様に患者の社会復帰の困難さ、偏見・差別の根強さに依るものであった。東南アジア各国では 1960 年代以降、外来制度を導入、ダブソン、リファンピシンを中心に治療が行われた。しかし、その道は紆余曲折で、薬剤耐性による再発、患者の社会復帰の困難さ、後遺症の大きさなど多くの問題が生じたのであった。MDT 以降、患者の早期発見、早期治療による治癒、外科学、義装具学、整形外科の進歩、偏見・差別の是正を目指した啓発活動なども進み、ハンセン病は特殊な病気、隔離される病、としての過去のイメージは薄れつつある。

隔離の選択は医学を背景とした国際的潮流であった。この様相の中、各国はハンセン病患者の隔離と開放に試行錯誤を続けていった。また、少数ではあるが、志を有する宗教者、医学者、政治家、財界人などが、その人生をかけてハンセン病患者の救済にあたったことも記憶されなければならないであろう。これもまた、世界共通の事柄である。

参考文献

- Monot M, Honore N, Garnier T, Araoz R, Coppee JY, Lacroix C, Sow S, Spencer JS, Truman RW, Williams DL, Gelber R, Virmond M, Flageul B, Cho SN, Ji B, Paniz-Mondolfi A, Convit J, Young S, Fine PE, Rasolofy V, Brennan PJ, Cole ST. On the origin of leprosy. Science. 308:1040-2, 2005.
- S.K.Noordeen, The epidemiology of leprosy, Leprosy (Second edition), 1999.
- 犀川一夫:ハンセン病政策の変遷,沖縄県ハンセン病予防協会,沖縄,1999.

- ・ 荒井英子:ハンセン病とキリスト教、岩波書店、東京、1996.
- ・ 柳橋寅男、鶴崎澄則編:国際らい会議録、らい文献目録編集委員会、岡山、1957.
- ・ 内務省衛生局:各国ニ於ケル癩予防法規、内務省、東京、1920.
- ・ 井上 謙:らい予防方策の国際的変遷、愛生、岡山.
- ・ 林 文雄:世界癩旅行視察記、癩予防協会、東京、1942.
- ・ WHO Expert Committee on leprosy (Fourth): Wld Hlth Org techn Report Ser. No.459, 1970.
- ・ WHO Expert Committee on leprosy (Second): Wld Hlth Org techn Report Ser. No.189, 1960.
- ・ 山本俊一:増補 日本らい史、東京大学出版会、東京、2000.
- ・ 東京帝國大學醫學部皮膚科泌尿器科教室戊戌會編:鶚軒先生遺稿、戊戌會、東京、1932.
- ・ E.H.アッカークネヒト:ウイルヒョウの生涯、サイエンス社、東京、1985.
- ・ 蔵持不三也:ペストの文化誌—ヨーロッパの民衆文化と疫病、朝日選書、東京、2001.
- ・ 小林丈広:近代日本と公衆衛生、雄山閣、東京、2001.
- ・ 高野六郎:北里柴三郎、日本書房、東京、1965.
- ・ 桜井方策編:救癩の父 光田健輔の思い出、ルガール社、東京、1974.
- ・ 佐藤 元:米国に於けるハンセン病政策の変遷、日本ハンセン病学会雑誌 74:23-41, 2005.
- ・ Shuichi Mori, The History of Yunosawa Village and the Leprosy Policy in Japan: A Study of a Free Medical-treatment Area for Leprosy Patients, HISTORIA SCIENTIARUM .14-2, 2004.
- ・ 森 修一:湯の沢部落と日本のハンセン病政策、現代思想 2003.11
- ・ テッド・M・グーゲリック、ミルトン・ブルームバウム:隔離される病、セパレーティングシックネス基金出版、東京、2000.
- ・ 癩患者の告白:財団法人癩予防協会、東京、1934.
- ・ 神谷昭典:日本近代医学の定立、医療図書出版社、東京、1984.
- ・ 山根正次:日獨比較改正傳染病豫防法論、清水書店、東京、1906.
- ・ 横田篤三、犀川一夫:癩のプロミン療法の研究、医療 4(11):46-49, 1950.
- ・ 犀川一夫:らいの疫学、日本らい学会雑誌 58:142-156, 1989.
- ・ 森 修一、石井則久:ハンセン病と医学Ⅰ - 隔離政策の提唱とその背景 -、日本ハンセン病学会雑誌 75:3-22, 2006.
- ・ 石井則久、森 修一:ミャンマーにおけるハンセン病対策、日本ハンセン病学会雑誌 74:177-180, 2005.
- ・ 石井則久、森 修一、鈴木幸一:世界のハンセン病の現況、日本ハンセン病学会雑誌 75:41-49, 2006.
- ・ ハンセン病と医学Ⅱ-隔離政策の進展と確立-、森 修一、石井則久、日本ハンセン病学会雑誌 76 巻 29-65 頁 ,2007.
- ・ 「ハンセン病の疫学」、森 修一、石井則久、『総説ハンセン病医学』(東海大学出版会)、2003 年.

※【 】は注とでも言うべき個所である。

※ 引用および引証はすべてホッブズ『リヴァイアサン』からのものである。底本としては、T. Hobbes, *Leviathan* (1651), in: *The Penguin English Library*, edited by C. B. Macpherson, 1968 を用いた。頁付けは底本に記された原著 original edition のものによる。従って、“I:1, p.3”と記せば『リヴァイアサン』第一巻第一章の original edition 3 頁という意味になる。《 》で囲った引用は原著欄外に付された小見出しの引用であることを示す。

〔1〕我々自身の課題としてのホッブズ国家論

①ホッブズ国家論を取り上げる思想史的理由

- ・ホッブズは確かに「危ない」思想家だが、その魅力には抗しがたいものがある。
- ・実際、彼の国家論は「力による支配」を「正しい支配」と同等視する思想であるかにも思われる。だが、彼は「平和を保証する支配」をこそ「正しい支配」と見たのであって、力を無条件で単純に肯定した訳ではない。

②絶対主権の主唱者としてのホッブズ

- ・ホッブズの言う主権者は単純に専制的な権力の持ち主ではない。主権者も法には従わなければならないし、国民の安全を守るという自然法的な使命を放棄できない。ホッブズは決して絶対主義の単純な擁護者ではない。
- ・あるいは、ホッブズには統治制度論が欠けているため、そこには権力そのものの専制化に対する歯止めがない。彼の国家論は権力の所在／行使を区別する視点を欠いているため、「主権の単一性（絶対性）を維持しつつ、同時に権力の分立を計る」といった発想がない。彼は絶対主義の擁護者ではないにしても、絶対主権の主唱者ではある。

【このあたりについては異論がありうるだろうが、それについての反論は省略する。】

③近代の問題性を体現しているホッブズ

- ・彼は政治原理として民主主義を標榜するようになった近代の核心と問題性を確実に捉えていたのではないか。ここで民主主義を「民衆による民衆の支配（統治者と被統治者との同一性）」ということに取っておけば、民衆は「統治の客体（支配されるもの）」であると同時に「統治の主体（支配するもの）」ともなる。さればこそ人民主権ということにも

なれば、「統治の正当性は民衆の同意に由来する」といった視点が出て来ることにもなる。

- ・民衆が自らなすその支配は自分たち自身に向かう。民衆は統治者としても、被統治者としても自らを自覚する。そのことによって、民衆は初めて統治の主体として国民になる。
- ・ホッブズの描き出した主権者の絶対権力は各個人が生まれながらに具えていた自然権に由来する。その絶対権力の源泉は民衆そのものに求められる。主権者権力が平和を保障しうるかどうかを判定し、権力の正当性にお墨付きを与えるのも民衆の同意である。

④我々自身の課題としてのホッブズ国家論

- ・民主主義は決して「権力」の空白状態ではない。そこにも「統治」はある。民主主義であるからこそ、かえってそれを自分たちのこととして真剣に考えなくてはならない。しかも、その統治は「民衆が民衆を支配する」という矛盾した事態であって、「自らによって支配される（自己支配）」という堂々めぐりをはらんでいる。
- ・ホッブズは近代のこの矛盾を真っ向から受け止めている。D. i. 神（の代理人）が人を支配する時代は終わった。これからは、人が人を支配する。ここに隠されている矛盾を隠蔽して、近代は「人による人の支配」を薔薇色のものとして描いてみせた時代だった。
- ・ホッブズの議論に難点を見て取るのはたやすい。しかし、彼の国家論がはらむ問題点は彼の思想がかかえる誤りではなく、事柄の本質そのものに由来する困難である。彼の揚げ足取りをするのは生産的ではない。ホッブズ国家論の課題と矛盾は近代そのものの課題と矛盾である。ホッブズ国家論は未だにそのまま我々自身の課題である。
- ・一般的には、ホッブズもおおむね社会契約論者だと解されている。国家（権力）の正当性についての標準理論とも言うべき社会契約説について、まずは見ておこう。

〔2〕社会契約理論の有効性とその「外部」

①社会契約説とは何か

- ・国家（創生）について何を語っても、それは結局のところ「神話」に陥るだろう。「脱神話化」もまた新たな「神話」を生む。「神話」には「神話」で対抗するしかない。
- ・現今、国家とは何かを説明する理論として社会契約説が教科書的な標準理論として流通しているのは間違いない。それは政治社会なり国家なりの成り立ちをその構成員の合意によって説明しようとする。

②社会契約説の有効性の如何と契約の不可避性

- ・歴史的事実を叙述したもの、単なる擬制いずれであれ、社会契約説は当時者間の取り決めに訴えかけることで国家の正当性を弁証しようとする規範理論である。D. i. ある国家が

正当で、個人的な利害得失を離れてそれに従うべき権威を具えるのは、その国家を設立する契約が有効なものとしてなされた（と考えられる）からである。

・ここでは、「どうしてその契約を誰もが否応もなしに受け入れなくてはならないのか」が問われる。社会契約説は社会契約の不可避性ないし全当事者性（＝この契約を締結するのは不可避であり、誰もがその当事者であるということ）を示さなければならない。

・社会契約説は国家の正当性を国家設立契約（社会契約）の有効性に還元し、契約の有効性はその不可避性ないし全当事者性に帰着する。すると、「強制された（任意ではない）契約」という奇妙なものが生じることになる。さもなくば、歴史的な事実性にでも訴えることになるだろう。しかし、どうして父祖の取り交わした契約が後代の我々を拘束するのか。ありもしない事実を捏造することにでもなれば、それこそ「神話」ではないか。

【この問いに対しては、「あえて異議を唱えないことで暗黙の同意を与えられ、契約がその都度更新されることになるのだ」といった説明がなされるのが普通のようなのだ。】

③社会契約説における「外部」の不在

・社会契約が有効なものなら関係者の全員がその契約の当事者になるはずだが、裏を返せばこれはその当事者とはならない人間の居場所がないということでもある。社会契約説は関係者全員をその内部に取り込むことで、「外部」を否定せざるをえなくなる。

・社会契約説には「外部」がない。関係者は全員が契約の当事者として社会契約の「内部」になる。「外部」の人間は契約の当事者ではない以上、その契約には拘束されない。「契約を強制される」といった事態のありうるのが社会契約に「外部」がないこと、「外部」を消し去ることによって社会契約は成立することを意味している。

・社会契約に「外部」がないとは、それによって誕生する国家にも「外部」がないということでもある。社会契約説では、本質的に国際関係が語れない。社会契約の「外部」は現実には厳然として存在するだろうが、それを正当に語る文法が社会契約説にはない。

・では、ホッブズ国家論にとって何が「外部」で、それはいかにして排除されるのか。

〔3〕ホッブズ国家論における社会契約とその「外部」

①ホッブズ『リヴァイアサン』における国家創設の次第

・自己保存の本性。自己実現の欲求、権力への欲望。能力の平等、希望の平等。資源の有限性。相互不信、相互の戦争状態としての自然状態。自己保存をめぐる自然状態の矛盾。自然法の呼び声。自然権の遺棄、主権者の立ち上げ。こうした「設立による国家」（以下、「設立国家」）の場合、人々はお互いに対する恐怖から主権の設立に向かう。

【人間の自然状態は《万人の万人に対する戦い》であって、いわゆる「人は人に対して狼

なり」という状態である。】

- ・「獲得による国家」（以下、「獲得国家」）では、侵略によって侵略者を主権者とする国家が創始される。人々は被征服民として征服者に対する恐怖から主権の承認に向かう。

【支配権の「獲得」には、「出生」による場合と「侵略」による場合とがある。前者は家父長的な支配のことを指すが、ここで問題にしているのは後者である。】

②ホッブズ国家論における全員の当事者性

- ・では、ホッブズの場合にいかんして関係者の全員がもれなく社会契約の当事者になるのか。「外部」が抹消されるからくりはどうなっているのか。

- ・人々は「死の恐怖」という万人に共通する基本的情念に促されて契約に向かうとされる以上、なるほど誰もが契約に向かうことになるだろう。設立国家の場合にそれは漠然とした死への不安にすぎないかもしれないが、誰もがそうした感情をもつことに違いはない。獲得国家の場合、人々は紛れもなく死の現実的な恐怖にさらされている。

③ホッブズ国家論における「外部」

- ・しかし、ここにも確かに「外部」は潜在している。ホッブズの考える国家にも外国というものはある。否、国家の内部にも「外部」は潜んでいる。国家の設立に異を唱える者は「外部」である。一般論として国家を立ち上げること自体に異論の生じる余地はないはずだが、具体的にいかなる国家を作り出すかという点をめぐってはいくらかでも異論がありうる。そうした「外部」を何らかの形で排除することで、国家は成立する。

【ホッブズの国家は他の国家と和戦を行なったりするし、例えば貿易相手国といった立派な他者をもっている。あるいは、自然法はそれ自体が国際法なのだという。】

【いわば「総論賛成、各論反対」ということだが、統治制度論を欠くホッブズ国家論ではそもそもこの総論と各論の区別というものが成り立たない。】

- ・国家状態のあちこちには、実は様々な自然状態が潜んでいる。それらは全て一般に「外部」である。刑罰の執行に際して臣民が示す抵抗は自然状態への還帰に外ならない。刑罰は——たとえそれがどれほど正当なものであったとしても——国家権力による自己保存権の侵害だから、それに対する抵抗は自然権の行使としての性格をもつことになる。

④刑罰に対する自然権の行使としての抵抗

- ・人のなす意志的行為は常に自分の利益を目指している。自分の利益にならないのに、権利を放棄／譲渡することなどありえない。かくて、《全ての権利が委譲可能なのではない》（*Leviathan*, I:Ch. 14, p. 66）。例えば、自分の生命を奪おうと襲いかかる人々に抵抗する権利を人は放置できない。自分にとって何の利益にもならない以上、自己防衛権の委譲など

ありえない。

・それ故、《国民は合法的な侵害に対しても自分の身体を防衛する自由をもつ》。「仮に主権者がある人に（たとえ正当に有罪判決を受けた者であっても）自殺を命じたり、自分を傷つけたり、不具にしたり……するように命じたとしても、彼は服従しない自由をもつのである」（*ibid.*, II:Ch. 21, p. 112）。

⑤自己保存権の侵害としての刑罰の執行

・主権者による刑罰の執行は国民の自己保存権に対する侵害に外ならない。それは自然状態における他者の襲撃と本質的に変わらない。実際、主権者の刑罰権は自然状態における自己保存権に由来する。刑罰を執行しようとする主権者のあり方こそ、自然状態的である。

⑥刑罰権をめぐるアポリア——刑罰権は他者攻撃権に由来する

・《処罰の権利はどこから引き出されるのか》（*ibid.* II:Ch. 28, p. 161）。D. i. 自分に危害を加えようとする人々に抵抗する権利は放棄不可能なのに、どうして処罰の権利などありうるのか。いわく、主権者の有する処罰権は各個人が自然状態においてもっていた他者攻撃権に由来する。主権者以外の全ての人間がこの権利を放置することで、元々は誰もが具えていたこの権利は主権者にだけ残される。加えて、臣民たちが遺棄した彼らの権利をも自らのものとすることで、主権者はおのれの権利を肥え太らせる。他者攻撃権が独占されることで、それは他者処罰権へと姿を変える。こうして、各個人から譲渡されることなどありえないにもかかわらず、しかも元を正せば他者攻撃権でしかなかったものが変質することで、主権者には——そして、主権者にのみ——処罰権が帰属する。

⑦「羊の番犬をする狼」、国家の「外部」としての主権者

・主権者による刑罰の執行は自然状態における他者の攻撃そのものである。さればこそ、処罰されるものは処罰に対して抵抗を示すし、それはまっとうなことでもある。ただ、本来は正当であるはずのこの反逆も大抵の場合に徒労に帰するというだけのことである。

【これを一般化すれば事実上の抵抗権の承認となるが、ホッブズの場合にそれが市民的権利として承認されることはない。この抵抗は自然権の行使だからである。また、処刑されそうな私が権力に抵抗するとして、周囲の人間がそれに連帯して集団で権力に抵抗することが許されるのかどうかも定かではない。こうした連帯が許されないかぎり、個人の抵抗が抵抗権の行使として結実することはいまあるまい。いずれにせよ、主権者に対する抵抗は自然状態への還帰であって、ホッブズ国家論には平和裡に主権者を交代させる論理がない。】

・主権者は国家状態において1人、自然状態よろしく他者攻撃権を——但し、刑罰権として——振りかざす。主権者とは、国家状態に1人生き延びた狼である。主権者が一方的に

殺すだけだから殺し合いにならず、狼が自分1人しかいないが故に「万人は万人にとって狼なり」という自然状態が顕在化しないだけである。ホッブズの言うリヴァイアサンは「羊の番犬をする狼」である。

〔4〕国家の「外部」としての主権者とその権力

①自然状態のありさまと全員の当事者性

・自然状態のありさまを見る時、あるいは侵略を受けたといった状況を想定する時、全員の当事者性はひとまず納得が行く。自然状態は「死の恐怖」に彩られた状態であって、平和を担保するものなら、そのかぎりにおいて正当化されるだろう。侵略を受けたともなれば、そこには力の非並行性がある以上、命と引き替えに臣従することにもなるだろう。

②主権者は国家の「外部」である

・しかし、それでもなお——否、そうであるが故にかえって逆説的に——主権者は言う所の「全員」のうちには含まれず、その意味で「外部」である。

・獲得国家で主権者になるのは征服者というよそ者だから、明らかに「外部」である。

・設立国家における主権者もまた「外部」でしかありえない。この場合に国家状態に移行するとは関係者の全員が羊になることだが、主権者は国家状態においてもただ1人狼であり続けている。そうしたよそ者として、彼もまた国家の「外部」である。

【ここで「『外部』という言葉があまりに多義的であいまいだ」と言われるかもしれないが、「それが『外部』という観念の本質なのだ」と言ってはこじつけにすぎるか。「外部」とは、自分にとって都合の悪いものなら何でも放り込むことの出来るごみ箱のようなものである。そこに不法投棄するのだから、何も分別收拾するには及ばない。】

③主権者は約束の例外者という「外部」たらざるをえない

・自然状態にあって自分1人が狼であることをやめる（＝自然権を放棄する）ことは狼の餌食になることであって、これは絶対にありえない。狼をやめるには、全員と一緒に羊になるしかない。他方、主権者は国家状態においても依然として狼であり続けている。自然権を放棄する取り決めに例外者はありえず、例外者がいなければ主権者が出現しない。

・獲得国家の場合、侵略者という特権的な存在がいる。設立国家の場合、突出した実力者など予めいない（人間における能力の平等）。いわば身内が特権者になるしかない。

④「約束によって可能になるものが約束を可能にする」という堂々めぐり

・約束によって国家が設立されるためには、約束の実効性を担保する制約 d. i. 違反者を拘

束し、約束の履行を強制する力が成立していなければならない。これは主権者を立てることによって果たされる。しかし、契約によって国家が設立されるというのだから、主権者は本来なら約束によって立てられるはずのものであった。ここには、「約束によって可能になるはずのものが約束を可能にする」という倒錯した事態がある。例外者としての主権者は本質的に約束の違反者であらざるをえない。主権者は約束によって生み出されるものだとされながら、実際は約束違反者として約束の「外部」にいる。彼は約束の当事者ではない。かくて、彼はほしいままに権力を行使することにもなる。

【但し、「主権者は臣民との契約の当事者ではありえない」とするホッブズの主張が果たしてどこまで維持できるかはなはだ疑問である。】

⑤全体のまとめ——自律的な支配をめぐる近代のアポリア

- ・自律的な支配の場合、支配者と被支配者とは重なり合う。しかし、自分たちの中に局外中立者などいない。自律的な支配を目指す民主主義的支配は本質的にこうした矛盾をかかえている。民主主義は「外部」を内在化させるという矛盾をかかえこんだ制度である。
- ・当事者のうちに局外中立者はいない。しかし、当事者の中から局外中立者を生み出して、当事者たちをそれによって束ねなければならない。誰かが抜け駆けして特権者となり、制度の内部における「外部」を引き受けなければならない。その「誰か」は約束の違反者か、侵略者以外にありえない。
- ・そして、この奇妙さは実は近代そのものがかかえる矛盾と言うべきなのだろう。

※この小文は荒削りなレジュメのようなものです。いま少し整ったホッブズ論は共著『グローバル・エシックスを考える―「9.11」後の世界と倫理』（梓出版社、近刊）に掲げました。御参観願えれば幸いです。

編集後記

『総合科学研究会報』の第8号が出来上がりました。原稿をお寄せ下さった方たちには、この場を借りて改めて御礼申し上げます。

これからも、年4回を目安に勉強会を開いてゆく予定です。どなたでも任意に参加できる研究会ですので、会での話題提供の御希望も随時受け付けております。下記連絡先までお気軽にお申し出ください。

総合科学研究会報 第8号

2008年9月吉日発行

編集・発行 福島県立医科大学総合科学研究会
〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地
福島県立医科大学医学部人間科学講座(人文社会)内